

○茨城県立医療大学学科長及びセンター長選考規程

〔平成7年4月6日〕
〔医療大訓第19号〕

改正 平成16年3月17日

改正 平成16年7月21日

改正 平成23年1月26日

改正 平成25年12月18日

改正 平成27年4月1日

改正 平成28年6月22日

(趣旨)

第1条 この規程は、茨城県立医療大学学則(平成6年茨城県規則第108号)第9条第10項の規定により、茨城県立医療大学の各学科の学科長及び各センターのセンター長(以下「学科長等」という。)候補者の選考及び任期に関し、必要な事項を定める。

(職務)

第2条 学科長等は、当該学科又はセンターを代表し、次に掲げる事項を担当する。

- (1) 当該学科又は当該センターの総括に関すること。
- (2) 当該学科又は当該センターの学科等教員会議を主宰し、意見のとりまとめ及び調整を図ること。
- (3) 他学科、他センター及び専攻科等との連絡調整を図ること。
- (4) 所属教員の研修及び兼務等の服務に関すること。

(選考及び任命)

第3条 学科長等候補者の選考は、学長が行い、学長の申し出により、知事が学科長等に任命する。

(選考の時期)

第4条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合に学科長等候補者の選考を行う。

- (1) 学科長等の任期が満了するとき。
- (2) 学科長等が辞任を申し出たとき。
- (3) 学科長等が欠員になったとき。

2 学科長等候補者の選考は、原則として、前項第1号の場合は任期満了日の日の30日前までに、同項第2号及び第3号の場合は、辞任の申し出があったとき、又は欠員となったとき、すみやかに行うものとする。

(学科長等候補者の資格)

第5条 学科長等候補者は、次の各号に該当する者でなければならない。

- (1) 当該学科若しくは当該センターの専任の教授又はその予定者(教授会の議を経た者)であること。
- (2) 当該学科若しくは当該センターの授業科目を担当していること又は担当予定であ

ること。

- 2 学科長等は、原則として、副学長、学生部長、附属図書館長又は研究科長との兼務はできない。

(学科長等候補者の推薦)

第6条 学長は、学科長等候補者の選考に当たり、当該学科又は当該センターに、学科長等候補者となるべき適任者の推薦を求めることができる。

(任期)

第7条 学科長等の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、引続き4年を超えて在任することはできない。

- 2 第4条第1項第2号又は第3号の事由により選考された者の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

付 則

- 1 この規程は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に際し現に学科長等の職にある者は、この規程により選考された者とみなす。

付 則

この規程は、平成16年3月17日から施行する。

付 則

この規程は、平成16年7月21日から施行する。

付 則

この規程は、平成23年1月26日から施行する。

付 則

この規程は、平成25年12月18日から施行する。

付 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成28年6月22日から施行する。